

前会長・高尾執行部に関する報告書 注1、注2
(案)

注1、
これが最初の文章とともに送られてきた
前会長・高尾執行部に関する報告書(案)
です。この下に掲載してある
高尾執行部に関する報告書(最終版)
と読み比べるとその差分に山内参与らの高
尾前会長を論理で批判できない足掻きが見
えて面白いでしょう。
要するに「重箱の隅を突いても、論理の飛
躍があっても」いいから高尾前会長を二度
とJARL理事選挙に出られないようにしろ
と書かれたものであることは論理の一貫性
のなさからも推し量ることができます。

2023年●月●日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

社員有志

注2、
この文章を読んでその答えとして高尾前会長は代理人と
ともに山内氏らの答えを書きそれをよんでまた攻め方を
変えていますから前会長・高尾執行部に関する報告書(最
終版)というのはいわゆる「後出しジャンケン」で書か
れていることに留意願います。

2023年●月●日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会長 JA5SUD 森田耕司 様

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

社員有志（別紙1記載）

前会長・高尾執行部に関する報告書

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども社員有志は、2023年8月に、JARLより、2016（平成28）年度から2022年（令和4）年度まで7年分の会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類）の開示を受けました。この7年間は、ちょうど前会長・JG1KTC高尾義則氏（以下「高尾氏」と言います。）が会長在任中の期間に当たります。

私ども社員有志が、7年分の会計帳簿を精査したところ、数々の不適切と思われる支出が発見されました。

また、この他にも、高尾氏によるJARLの業務執行には大きな問題があったと考えております。

そこで、私ども社員有志は、私どもの考えを、本報告書をもってJARLに報告する次第です。その内容は、第66回理事会が高尾氏を会長から解職した際に挙げられた3つの理由、すなわち、

- ① 多数の私的飲食費等、高尾会長による私的な費用の支出があったこと、
- ② 理事会に諮る事無く独断で組織運営を進めたこと、

③ JARLが抱える様々な課題に対して真剣に取り組まなかったこと

④ その他

に分けて記述いたしました。

本報告書が、JARLの運営の正常化のために役立つことを祈念し、謹んでご報告申し上げる次第です¹。

敬具

本報告書履歴

2022年11月22日

案文作成。森田会長に提出。

¹ 会計帳簿の開示に至った経緯は以下のとおりである。社員有志は、2022年10月19日付けで、JARLに対し、高尾が会長に就任した2016（平成28）年度から2022年（令和4）年度まで7年分の会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類）の開示を求める訴訟を提起した。2023年3月30日、東京地方裁判所は、JARLに対し、上記7年分の会計帳簿・領収書全て（ただし最後の2週間分は除く）を開示するよう命ずる判決を言い渡したが、当時の会長である高尾氏は、理事会に諮ることなく独断で東京高等裁判所に控訴し、会計帳簿の開示を拒絶した。

2023年6月24日、高尾氏は、突如会長及び理事を辞する旨の辞任届をJARLに提出し、翌25日の午前中に開催された第66回理事会において、高尾氏を会長（代表理事）から解職する決議が、賛成14名、保留1名の圧倒的多数で成立し、後任として現会長・JA5SUD森田耕司氏が選出された。高尾氏の会長解職決議の成立、理事辞任については、同日午後には開催された第12回定時社員総会に報告された。

現会長森田氏は、同日夕方に開催された第67回理事会の決議に基づき、7月18日付けで東京高等裁判所への控訴を取り下げ、2023年7月26日及び27日に、社員有志に対し、7年分の会計帳簿がようやく開示された。

第1 多数の私的飲食費等、高尾会長による私的な費用の支出があったこと

1 多額・多数の飲食費・飲食関連費

2017（平成29）年度から2022（令和2）年度まで7年分の帳簿を精査したところ、多数の飲食費が発見された。その詳細は、別紙2のとおりである。

(1) 2017（平成29）年度 合計5,283,771円

JARL本部周辺（南大塚）の居酒屋や中華料理屋での飲食が多い。1件の単価はそれほど高くないが、数が多いので総額は500万円を超える膨大な金額になる。

委員会の名称が明記されている件は、JARLの業務に関係する経費としてまだ正当化できるかもしれない（ただし、選挙管理会と執行部との会食は、その独立性に照らし不適切である）。しかし、単に「打合せ 会長他」（当時の会長は高尾氏）、「打合せ 専務他」（当時の専務は玉眞博義氏）と、「業務」の文字が含まれていない件が多数計上されており、これらはJARLの業務と関連があったものか判然としない（会食の人数は記載されているが、相手方は判明していない）。

なお、ナイトパブやラウンジの利用料も含まれている。JARLの収入の大半が会員からの会費によるものであることに照らせば、これらの利用料は、会合の目的や相手方を問わず特に不適切である。

手土産代も複数計上されているが、贈答先が不明である。

当時の専務である玉眞氏が利用したと思われるタクシー代も多数計上されている。

(2) 2018（平成30）年度 4,443,960円

2017年度とおおむね同様に、「打合せ 会長他」が多数計上されている。6月24日の社員総会により専務理事が玉眞氏から日野岳充氏に交代した後は、玉眞氏による「打合せ」やタクシー代は減少している（数件のみ）。

(3) 2019 (平成31=令和元) 年度 4,215,804円

2018年度とおおむね同様である。「打合せ 会長他」が多数計上されている。福岡県行橋市 (当時の福岡県支部長の地元) のパブ、水戸の焼鳥屋、札幌のビヤホールでの飲食も発見された。

(4) 2020 (令和2) 年度 384,793円

飲食費の計上は、額・件数ともに激減し、「打合せ 会長他」は見られなくなった。これは、2020年5月31日付けで、東京地方裁判所がJARLに対し、2019年度の会計帳簿を社員有志に開示するよう命じたことと、新型コロナウイルス禍を理由に、高尾氏が会食そのものを控えたためと推測される。この年以降に計上されているものは、ほぼすべてJARLの業務上の会合に関連するものと思われる。

(5) 2021 (令和3) 年度 106,016円

飲食費の計上額・件数は、2020年よりさらに減少した。

(6) 2022 (令和4) 年度 613,433円

新型コロナウイルスが落ち着いたことによりJARLの活動が活発化し、飲食費の計上は額・件数ともに2021年と比較すれば増加しているが、ほとんどがJARLの業務上の会合に関連するものと思われる。

このように、2017年度から2019年度の3年間、会長であった高尾氏、専務理事であった玉眞氏が関係する多数の不明朗な飲食費が、JARLの経費で支出されていたことは極めて不適切である。「広報活動費」として計上されているものが多いが、多くはJARL関係者の飲み食いと思われ、新会員や広告主の獲得など営業開発を目的にした形跡はうかがわれない。ナイトパブやラウンジの利用料は、相手や目的がどうであれ、会員からの会費収入で成り立っているJARLの資産から支出すべきものでない。

不適切な飲食費の正確な金額は、精査が必要であるが、年250万～350万円といえようか。合計で1000万円を超えるものと思われる。会長を務めた高尾氏、専務理事を務めた玉眞氏及び日野岳氏ら当事者、これらの支出を見逃した監事の佐藤眸氏の責任は重い。

なお、関係団体との協議や委員会等のJARL業務に関する会合の後に、時に懇親の場を設けることの意義を一律に否定するわけではない。しかし、一部の関係者のみに集中しているように見える。幹部がJARLの経費で飲食を行う慣例自体を見直すべきである。

2 出席者との割り勘とJARLへの請求

高尾氏が会食費用を割り勘にし、出席者から割り勘金を受け取ったにもかかわらず、会食費用全額をJARLに請求した件として、少なくとも以下の4件があることが判明している。割り勘がなされたことは、森田会長を含め複数の理事の証言がある。詳細は別紙3のとおりである。

- (1) 2019年4月16日 だんまや水産 15,367円 (本体14,229円/消費税1,138円)
- (2) 2019年9月13日 だんまや水産 16,912円 (本体15,660円/消費税1,252円)
- (3) 2019年9月28日 ホテルベルクラシック東京 みまつ 29,160円 (本体27,000円/消費税2,160円)
- (4) 2019年11月1日 だんまや水産 12,870円 (本体11,700円/消費税1,170円)

4枚の領収書の合計は、60,546円 (本体58,162円/消費税4,652円) となる。高尾氏は、割り勘金相当額を出席者とJARLから二重取りしたことになる。

本件は、2023年5月20日に開催された第65回理事会の席上、森田会長 (当時は副会長) から告発があり、2023年6月25日に開催された第66回理事会において、高尾氏の会長からの解職決議が可決される大きな理由になった。

3 「アウト・ドア」主催の「移動運用セミナー」ジュース代の支出

JARLの領収書綴りの中から、2019年5月24日（金）21時ころ、大森のディスカウントストアで、お茶、ジュース等の飲み物類を「箱買い」した際の領収書が発見された。このディスカウントストアは高尾氏の自宅近くにあり、また、翌々日の5月26日（日）に、高尾氏が主催するクラブ「アウト・ドア」による「移動運用セミナー」が堂平山で開催されている。つまり、高尾氏が、自分の主催するクラブのセミナーで参加者に無料で振る舞った飲み物代を、JARLにつけ回していたことになる。

社員総会でこの点の追及を受けた高尾氏は、JARLに飲み物代を請求した事実を認めた上で、「移動運用セミナー」はJARL会員増強組織強化委員会の「後援」を得ていたと答弁し、辻褄を合わせようとした。しかし、JARLが私的なクラブの行事を後援し、飲み物代を負担した例は他に存在しない。高尾氏は当時会員増強組織強化委員会の委員長であったのだから、「会員増強組織強化委員会の後援」なるものは自作自演にすぎず、不当な支出であったことに変わりはない。

4 弁護士関連費用（本項の金額はすべて税別である。）

高尾氏が会長であった7年間の弁護士関連費用は以下のとおりである。詳細は別紙4のとおりである。

(1) 2017年度 1,550,000円

JARLの顧問弁護士を長年勤めている鈴木誠弁護士（JA1QIW）に対する顧問料は月額5万円である。加えて、当時JARLが抱えていたTSS社との裁判に関し、別途月額20万円の報酬が支払われている。これらの額は、弁護士顧問料としては標準的かやや安め金額であり、特段の問題はない。

(2) 2018年度 650,000円

この年は、鈴木弁護士への顧問料と、若干の相談費用であった。

(3) 2019年度 600,000円

2018年度と同様である。2019年6月の社員総会には、社員有志による初めての高尾会長解任議案が提出されたが、鈴木弁護士への支払は特に増加していない。

(4) 2020年度 1,875,984円

この年、社員有志による初めての会計帳簿開示請求仮処分が申し立てられたが、鈴木弁護士への支払は特に増加していない。

しかし、6月に開催された第9回定時社員総会が「継続会」となったころから、高尾会長は「法律事務所オーセンス」を起用し始めたようで、同事務所への支払が加わった結果、夏以降の弁護士関連費用が急増している。9月に開催された第9回定時社員総会継続会に関する法律事務所オーセンスへの弁護士報酬は約80万円であった。

この年の12月から、法律事務所オーセンスに毎月10万円の顧問料の支払が始まる一方で、鈴木弁護士に対する毎月5万円の顧問料の支払も継続されている。

(5) 2021年度 3,975,678円

前年の2倍以上という多額の弁護士費用が支出されている。

この年も、社員有志による会計帳簿の開示請求があったところ、高尾氏はこれを拒絶し、法律事務所オーセンスを起用して抵抗したが、やはり、裁判所はJARLに対し会計帳簿の開示を命じた。この訴訟対応のために、法律事務所オーセンスに対し50万円を超える弁護士報酬が支払われている。この年も会計帳簿の開示が命じられることは容易に予想されたところであり、高尾氏が弁護士を起用してまで抵抗する必要性があったのか疑問である。

また、6月に開催された第10回定時社員総会に関連して、法律事務所オーセンスに160万円以上の弁護士報酬が支払われている。

(6) 2022年度 5,398,800円

この年は、さらに弁護士費用が増額している。

会計帳簿の開示請求に関するものとして、法律事務所オーセンスに対し、前年の3倍、約160万円の報酬が支払われている。これも、高尾氏が弁護士を起用してまで抵抗する必要性があったのか疑問である。

6月に開催された定時社員総会に関連して、法律事務所オーセンスに160万円以上の弁護士報酬が支払われている。

2020年以降、高尾氏の会長としての職務執行に批判が強まり、高尾氏は、対抗策として法律事務所オーセンスを起用し、同事務所に600万円以上の報酬を支払って抵抗した。これは、不適切な支出を疑われていた高尾氏が、JARLの経費で自己の保身を図った構図であり、JARLの経費として支出することが果たして適切だったのか疑問である。

5 高尾氏の定期代、自転車等駐車場代

高尾氏は、自宅から大塚までの定期代と自転車等駐車場代（駐輪場代）をJARLに請求していた。

高尾氏の自宅の最寄り駅は京浜急行の梅屋敷駅である。しかし、各駅停車しか停車しない同駅を嫌ったのか、自宅から京浜急行の京急蒲田駅まで自転車で行き（約1.1km、5分）、同駅から京浜急行で品川駅まで出て、品川駅で乗り換えてJR大塚駅まで山手線に乗り換える前提で、駐輪場利用料金月額2,000円と、3ヶ月定期券42,750円をJARLに請求していた。合計で年額195,000円である。

そもそも、会長は非常勤であり、通勤定期券の購入を認めるべきであったのかが問われる。また、6ヶ月定期と比較して割高である3ヶ月定期を利用していたことは、通勤手当に厳しい一般の民間企業であれば認められないことであろう。

なお、自宅から自転車を使うのであれば、京急蒲田駅とほぼ距離の変わらないJR蒲田駅（約1.7km、8分）まで行けば、蒲田駅から大塚駅までJRのみで行けたことになり、京

浜急行とJRを乗り継ぐ場合より定期代は安くなったはずであるが、高尾氏にそのような気配りはなかったようである。

6 日野岳氏の退職金

日野岳氏は、2020年1月10日に555万円の「退職金」を受け取っているが、この金額の算定根拠が不明である。

「事務局職員退職一時金支給規定」は、事務局職員に対する退職一時金は、退職時の本給月額に勤続年数と退職事由別支給率（日野岳氏の場合0.95）を掛けて計算すると規定している。また、功労を理由とする加算の規定はない。

有志社員の調査によれば、この「退職金」は、2014（平成26）年5月20日付けで採用された日野岳氏が、2019（令和元）年12月24日に定年退職となったので、5年8ヶ月の勤続年数に対する退職一時金として支払われたものであることが判明した。日野岳氏の定年退職時の本給月額は473,500円とのことであるから、退職一時金の額は、本来は、 $473,500円 \times 5年8ヶ月 \times 0.95 = 2,549,008円$ にしかないはずである。

決裁文書には、「5,550,000円（会長加算含む）」と記載されており、高尾氏は、「事務局職員退職一時金支給規定」に加算の規定はないにもかかわらず、日野岳氏のために、300万円もの退職一時金の積み増し（「会長加算」）を行ったことになる。

第2 理事会に諮る事無く独断で組織運営を進めたこと

高尾氏は、多数の重要事項を理事会にかけることなく、独断で行った。以下例を挙げる。

- 1 2019年6月の社員総会に、高尾氏の解任議案が提出されたが、その主な理由は、理事会への理事の提案を高尾氏が無視したり、勝手に議事を打ち切ったりといった身勝手な理事会運営を行っていたからであった。
- 2 2019年6月の社員総会直前の第45回理事会で、高尾氏および日野岳氏は、「ハムフェア2020はオリンピックの影響で会場を確保できないので中止する。」と、報告のみで済ませようとした。一方的中止にJI1DWB大矢浩理事（当時）が異を唱えた結果、会場が確保でき、ハムフェア2020は開催されることとなった（結果としてはコロナ禍で中止。）。
- 3 高尾氏は、JARL広報大使2名を選任し、ラジオ番組「Radio JARL.com」を開始したが、無償であることを理由に理事会にかけなかった（事後報告で済ませた。2019年11月開催第42回理事会）。実際には、ラジオ番組が収録される水戸荷高尾氏が出張する交通費・宿泊費等の経費がかかっている（なお、水戸は東京から日帰りできる距離であり、宿泊が必要であったのか疑問である。）。
- 4 社員有志は、2020年、2021年、2022年にJARLに対し会計帳簿の閲覧を求める仮処分・本訴を提起した。高尾氏は、これにどう対応するか理事会に掛けず、閲覧を拒否することを自分だけで決め争ったが、JARLはすべての裁判で敗訴した。この対応のために、JARLから法律事務所オーセンスに多額の弁護士費用が支払われていることは前述のとおりである。つまり、不適切な支出の疑いをかけられていた高尾氏が、JARLの費用負担で自己防衛を図った構図である。

第3 JARLが抱える様々な課題に対して真剣に取り組まなかったこと

1 2019年9月と11月に行われた理事会に対し、複数の理事より、JARLの重要問題として12個の議案が提出された。

- ① 総務省に要望書を継続的に提出する決議案（大矢理事）
- ② 外国のアマチュア無線に関する法制度を調査する決議案（同）
- ③ JARL入会・退会者の状況を調査する決議案（同）
- ④ JARLが検討している電子QSLシステムの仕様案を公開し意見を募集する決議案（同）
- ⑤ C4FM他のレピータを検討する決議案（同）
- ⑥ 委員会の活動内容を公開する決議案（同）
- ⑦ 理事会の運営を適正化する決議案（同）
- ⑧ 予算案に詳しい理由を付ける決議案（同）
- ⑨ 地方本部や支部が保有する個人情報の一部の候補者だけに提供することを禁止する決議案（吉沼理事）
- ⑩ 東京オリンピック・パラリンピックのPR局・記念局のコールサインは長すぎるので再考する決議案（田中理事）
- ⑪ コンテスト時のQSLカード交換の自粛を呼びかける決議案（田中理事）
- ⑫ 総務省に、「免許制度の簡素化」に絞った要望書を提出する決議案（田中理事）

しかし、高尾氏は、これらの重要な議案をすべて否決に持ち込んだ。否決した理由は不明である。

2023年6月に会長が森田氏に交代して以降のJARLは、これらの重要問題に真剣に取り組むようになった。このことから、高尾氏の存在が、JARLがかかえる問題の解決を遅らせていたことは明らかである。

- 2 例年の社員総会で、多くの社員から建設的な提案がなされてきたが、高尾氏・日野岳氏は「検討する」とのおりいっぺんの答弁のみで、これらの提案をほとんどすべて拒絶し、実行に移さなかった。
- 3 2020年の電波法令改正で、アマチュア無線を社会貢献活動で活用することができ

るようになったが、違法局・不法局を容認することになるのではないかとの懸念がアマチュア無線家から沸き起こった。高尾氏は、前年の総務省に対する要望書の提出者として、この懸念を総務省に伝えられる立場にあったが、何も行動を起こさなかった。他方で、総務省から要望されていた「社会貢献活動ガイドライン」の作成を行わず、法の施行に間に合わせるができなかった（法の施行から半年以上も遅れてようやく公表された。）。

- 4 2020年の電波法令改正で、無線従事者資格を有しない者でも無線通信を体験できる「体験局」の制度が導入され、その後、体験運用の制度は拡充した。JARLにとって、これをアマチュア無線振興のツールとして積極的に活用できる絶好のチャンスであったが、高尾氏は「体験局」の運用に消極的で、特に何も行わなかった。なお、高尾氏の会長退任後、CQ誌による「体験運用の日」イベントが実行に移され、これをJARL及びJARDが後援し、大きな成功を収めている。
- 5 コロナ禍による巣ごもり需要、FT8の普及などにより、QSLビューローに送られてくるカードの枚数が激増したが、高尾氏は特に対策をせず放置した。以前は、カードの転送に掛かる期間は概ね3ヶ月程度であったが、対策がなされなかった結果、転送期間は8ヶ月～1年程度に大幅に伸びてしまっている。新入会員は1年目の会費を支払っても、その間に1回もカードが届かない事態まで生じている。高尾氏が行ったことは、2017年5月にJARLニュースの取材と称して島根のビューローを訪れ、社長に感謝状を渡した程度であった（この「表彰」は理事会の承認を得ていない。また、なぜか社長に対し、渡したことは内緒にして欲しいと口止めを行った。）。逆に、カードの枚数を減らすために、コンテスト時の不要なカードの自粛を呼びかける提案が理事会に提出されても、高尾氏はこれを否決に持ち込んだ。なお、高尾氏の会長退任後、不要なカードの発行自粛を呼びかけるJARL理事会からの呼びかけが公表されている。
- 6 2022年1月、3名の社員（JJ1WTL 本林良太、JH4PHW 坂井志郎、7K1BIB 山内貴博）が、JARLが今すぐ取り組むべき緊急の課題として「第1 カード転送の安定化」「第2 法制度・バンドプラン改善対応」、「第3 財政健全化」の3点を指摘し、

「会長に全面的にご協力申し上げる準備」があるので、面談をお願いしたいとの文書を提出した。これは、前年の社員総会で、社員から高尾氏に対し「もっと対話を」との声があったことをうけてのことであった。しかし、高尾氏は、とおりの回答をしたのみで面談を拒否し、これらの問題について真剣に取り組まなかった。

7 2022年6月の社員総会で、高尾氏が右腕とし、「Mr. JARL」などと持ち上げていた日野岳専務理事が否認された。しかし、後任の専務理事を立てることができなかった。

8 2022年7月の第62回理事会に、「体験局・ニューカマー支援委員会」「法務委員会」「財務改善委員会」「QSL問題対策委員会」の4つの委員会の設置が提案された。高尾氏は、既存の委員会ですべて十分であるとしてこれらを否決に持ち込んだ。しかしその後、これらの新設委員会が取り組むはずであった諸問題に、真剣に取り組まなかった。

第4 高尾氏によるその他の不適切な行為

- 1 会計帳簿中、「理事会費」の帳票に、2017年12月12日付けで「打ち合わせ 会長ほか3名」と題する10,718円の支出が記録されている（横浜市金沢区の居酒屋での飲食）。これは、高尾氏と、当時理事を務めていた伏見美幸氏との飲食である（出席者は2名であって3名ではない）。同飲食の席上、高尾氏は伏見氏に対し、「伏見氏を翌年5月の理事会で理事候補者に推薦するので、2月の選挙には出ないで欲しい」と依頼した。伏見氏は、この約束と依頼を受けて、翌年2月の理事候補者選挙には出馬しなかったところ、5月の理事会で高尾氏は伏見氏を推薦せず、伏見氏は翌期の理事に就任することができなくなった。高尾氏は、伏見氏をだまし討ちして、選挙への出馬を妨害したことになる。
- 2 2020年の電波法令改正について、高尾氏は、総務省に自ら「直接」提出した要望書で実現したとアピールしていたが、その要望書は、大矢理事の案を無断で使用

したものであった。

- 3 2020年の選挙に関し、4件の異議が申し立てられた。このうち3件は、東北の社員に当選したJR7JAW槻木澤稔氏（現・青森県支部長）と、中国地方理事・地方本部長に当選したJE4WWK金子由次氏の選挙ハガキが、最新のJARL会員局名録に掲載していない住所に届いたというものであった。高尾氏は、この2名の候補者を支持し、選挙ハガキにも推薦文を書いていた。高尾氏または高尾氏が推薦する候補者が、JARLが保有する最新の会員個人情報を選挙に利用した疑いがある。
- 4 JARLの選挙は独立した選挙管理会により厳正に行われるべきである。JARL事務局は、選挙管理会の事務を一部請け負っているものの、事務局に届く立候補届は、会長といえども本来見ることはできないはずである。高尾氏は、2020年の選挙に自分が推薦するある候補者を立候補させたが、事務局に届いた同候補者の選挙公報の原稿を勝手に閲覧し、自分の意に沿う選挙公報に書き直すよう同候補者に提案した。選挙への介入に憤った同候補は、立候補を取り止めた。
- 5 2020年9月の社員総会（継続会）で、高尾氏は、全国の社員から集めた41通の委任状をJA1MUY仙石康信社員に持たせ、高尾氏の業務執行の改善を求めている4名の理事候補（2エリアの木村氏、種村氏、3エリアの田中氏、安孫子氏）の理事就任を否認させた。6月の時点で提出されていた議決権行使書の集計では、この4名は理事として承認されるはずであったので、高尾氏・仙石氏の介入により社員の総意がねじ曲げられたことになる。この結果、高尾氏に批判的な者は理事会から排除されたが、その後、JARLが抱える諸問題は改善されず、相変わらず放置されたままであった。また、2エリア及び3エリアに対する情報提供が滞り、地方本部の運営に支障が生じた。
- 6 2020年1月、高尾氏はJARL Newsの取材として総務省関東総合通信局・三浦電波監視センターを視察したが、その際に、「お礼」としてビール券を贈ろうとし、同センターから叱責と共に返却された。翌年の社員総会でこの点を問われた高尾氏は、事実を認め謝罪した。この行動は、贈賄にもなりかねない行動であった。
- 7 2021年、JA9BOH前川氏の逝去により北陸地方本部長・理事が空席となった。その

任期は16ヶ月以上も残っており、本来であれば再選挙を行うはずであった（規則第28条第1項）が、高尾氏は、自分に反対する理事が増えることを恐れたのか、再選挙を行わなかった（第54回理事会）。

8 2022年の選挙では、高尾氏は、締切り前に立候補届を閲覧ことにより、全国理事（定員5名）として4名しか立候補者がおらず、定員割れが生じていることを知り、ある者に対し定員割れの事実を伝え立候補させた。結果、定員と同じ5名の理事が無投票で当選した。高尾氏は、立候補届を事前に閲覧することにより、選挙の公平・公正を侵害したことになる。

9 2023年の定時社員総会に、田中透理事・関西地方本部長の解任議案が提出された（第5号議題）。35名の社員が提案者となっていたが、解任の理由は、社員は知り得ず、高尾氏しか知り得ないものが多く含まれていた。解任議案の提案理由を説明すると名乗り出た提案者はおらず、逆に、複数の提案者から、高尾会長に名前を貸してくれと頼まれただけとの告白があり、高尾氏が主導して提案された議題であったことが判明した。もし高尾氏が本当に田中氏を解任したいのであれば、自ら理事会に解任議案を提案できたはずである。つまり、自分は名前を出さずに他の社員を利用したという構造である。審議の結果、17名の社員が提案を取り下げる事態となり、議案は圧倒的多数で否決された。

10 JARLのメディア（JARL WebやJARLニュース等）に、高尾氏が関与した案件のみを頻出させた。例えば、日本ボーイスカウト連盟が実施した「JOTA-JOTI Plaza」は、2エリアや3エリアでも行事が実施されていたにもかかわらず、高尾氏が参加した1エリアの行事のみをJARL Webに掲載させた。

11 2021年5月、ヤフーオークションに出品されたIC-9100のEME仕様改造機（HF～144MHz帯の出力を100Wに、430MHz帯の出力を75Wに改造したもの）に、高尾氏がメーカーに修理を依頼した修理明細書の写真が添付されていた（下記。一部墨塗とした。）。高尾氏がEMEをすることは知られていないことから、2022年の社員総会において、ある社員が、高尾氏はEMEのための免許変更申請を行ったのかと質

問したが、高尾氏は、事実が確認できないなどと述べて明確な回答を行わなかった。その後、質問をした社員が所属支部の役員をしていることを知った高尾氏は、当該支部の支部長に対し、質問をした社員を役員から解任するよう圧力を掛けた。

<p>氏名: [REDACTED]</p> <p>所属支部: [REDACTED]</p> <p>職名: [REDACTED]</p> <p>所属部署: [REDACTED]</p> <p>所属地区: [REDACTED]</p> <p>所属支部: [REDACTED]</p> <p>所属地区: [REDACTED]</p> <p>所属支部: [REDACTED]</p> <p>所属地区: [REDACTED]</p> <p>所属支部: [REDACTED]</p>	
<p>10月 改定 の2. 改定</p>	<p>依頼どおり、10/30日 期の 10月 改定出力改定および E.M.E対応の送信出力改定を行いました。</p> <p>送受信点検を行ない、正常に動作していることを確認 しました。</p>
<p>出力改定により、送受信点検証明は加付せず。 直(直)として、免状更新を行って下さい。</p>	<p>送受信点検 送受信点検 送受信点検 送受信点検</p>
<p>金額: 14,000円</p> <p>金額: 1,200円</p> <p>金額: 700円</p> <p>金額: 14,000円</p> <p>金額: 14,000円</p>	<p>この事項が正しいかどうかを確かめて下さい。</p> <p>1. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>2. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>3. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>4. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>5. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>6. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>7. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>8. 送受信点検証明は加付せず。</p> <p>9. 送受信点検証明は加付せず。</p>

第5 まとめ

(検討中)

以上

前会長・高尾執行部に関する報告書
(案)

(別紙1)

社員有志一覧

社員	山	内	貴	博
社員	板	橋	直	樹
社員	増	田		浩
社員	本	林	良	太
社員	安	田	晃	央
社員	坂	井	志	郎
社員	岩	田	泰	典
社員	後	藤		直
社員	田	原		廣
社員	井	村		厚
社員	田	中	一	吉
社員	武	市	章	和
社員	大	東	治	宜
社員	屋	田	純	喜
社員	蛭	子	健	策
社員	網	島	俊	昭
社員	古	城	朋	和
社員	河	村		博
社員	中	嶋	邦	浩
社員	石	岡	洋	一
社員	大	國	秀	夫
社員	船	水		明

以上22名